

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【公開番号】特開2014-90983(P2014-90983A)

【公開日】平成26年5月19日(2014.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-026

【出願番号】特願2012-244814(P2012-244814)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

操作手段と、

第1入賞領域に設けられ前記第1入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第1検出手段と、

第2入賞領域に設けられ前記第2入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第2検出手段と、

前記第1検出手段が遊技媒体の通過を検出した時点から第1監視期間を経過するまでに該第1検出手段が遊技媒体の通過を再度検出した回数を計数する第1計数手段と、

前記第2検出手段が遊技媒体の通過を検出した時点から第2監視期間を経過するまでに該第2検出手段が遊技媒体の通過を再度検出した回数を計数する第2計数手段と、

前記第1計数手段が計数した回数が所定回数となった場合に、エラーが発生したと判定する第1エラー判定手段と、

前記第2計数手段が計数した回数が所定回数となった場合に、エラーが発生したと判定する第2エラー判定手段と、

前記第1エラー判定手段または前記第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合に、エラー情報を出力するエラー情報出力手段とを備え、

前記エラー情報出力手段は、

前記第1エラー判定手段と前記第2エラー判定手段とのいずれによってエラーが発生したと判定されたかに関わらず、共通の出力手段を用いて所定の出力期間にわたってエラー情報を出力し、

前記第1エラー判定手段の判定にもとづいてエラー情報を出力している出力期間内に前記第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合には、該出力期間が経過し、さらに所定の待機期間が経過した後に前記共通の出力手段を用いて所定の出力期間にわたってエラー情報を出力するとともに、

前記第1エラー判定手段と前記第2エラー判定手段とのいずれによってエラーが発生したと判定されたかに関わらず、共通の出力期間にわたってエラー情報を出力し、

前記第1計数手段は、計数した回数が所定回数となったことにもとづいて前記第1エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合には、計数した回数を初期化することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0010****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0010】**

(手段1) 本発明による遊技機は、操作手段（例えば、操作ボタン120）と、第1入賞領域（例えば、始動入賞口や大入賞口、入賞口、ゲート32）に設けられ第1入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第1検出手段（例えば、始動口スイッチ14aやカウントスイッチ23、入賞口スイッチ29a, 30a、ゲートスイッチ32a）と、第2入賞領域（例えば、始動入賞口や大入賞口、入賞口、ゲート32）に設けられ第2入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第2検出手段（例えば、始動口スイッチ14aやカウントスイッチ23、入賞口スイッチ29a, 30a、ゲートスイッチ32a）と、第1検出手段が遊技媒体の通過を検出した時点から第1監視期間（図15に示す監視期間）を経過するまでに該第1検出手段が遊技媒体の通過を再度検出した回数を計数する第1計数手段（例えば、CPU56によって始動口スイッチ判定処理（ステップS259a）のステップS2507, S2508の処理が実行される部分）と、第2検出手段が遊技媒体の通過を検出した時点から第2監視期間（図15に示す監視期間）を経過するまでに該第2検出手段が遊技媒体の通過を再度検出した回数を計数する第2計数手段（例えば、CPU56によって入賞口スイッチ判定処理（ステップS259b）において始動口スイッチ判定処理（ステップS259a）のステップS2507, S2508に相当する処理が実行され部分）と、第1計数手段が計数した回数が所定回数となった場合に、エラーが発生したと判定する第1エラー判定手段（例えば、CPU56によって始動口スイッチ判定処理（ステップS259a）のステップS2511, S2512の処理が実行される部分）と、第2計数手段が計数した回数が所定回数となった場合に、エラーが発生したと判定する第2エラー判定手段（例えば、CPU56によって入賞口スイッチ判定処理（ステップS259b）において始動口スイッチ判定処理（ステップS259a）のステップS2511, S2512に相当する処理が実行される部分）と、第1エラー判定手段または第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合に、エラー情報（セキュリティ信号）を出力するエラー情報出力手段（例えば、CPU56によって情報出力処理のステップS1004～S1015の処理が実行される部分）とを備え、エラー情報出力手段は、第1エラー判定手段と第2エラー判定手段とのいずれによってエラーが発生したと判定されたかに関わらず、共通の出力手段（例えば、ターミナル基板160に設けられたコネクタCN8）を用いて所定の出力期間（例えば、0.2秒）にわたってエラー情報を出力し、第1エラー判定手段の判定にもとづいてエラー情報を出力している出力期間内に第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合には、該出力期間が経過し、さらに所定の待機期間が経過した後に共通の出力手段を用いて所定の出力期間にわたってエラー情報を出力するとともに（例えば、CPU56によって情報出力処理のステップS1004～S1015の処理が実行される部分）、第1エラー判定手段と第2エラー判定手段とのいずれによってエラーが発生したと判定されたかに関わらず、共通の出力期間にわたってエラー情報を出力し、第1計数手段は、計数した回数が所定回数となったことにもとづいて第1エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合には、計数した回数を初期化する（例えば、CPU56によってステップS2513の処理が実行される部分）ことを特徴とする。

そのような構成により、エラー情報を出力しているときに新たにエラーが発生した場合にも、新たにエラーが発生したことにもとづくエラー情報を共通の出力手段を用いて出力することができる。また、そのような構成によれば、出力期間が共通であるのでエラー情報を出力するための処理を共通化することができる。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書**

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

(手段4)手段3において、エラー情報出力手段は、連続検出エラー情報出力手段が共通の出力手段を用いて連続検出エラー情報を出力している特定期間内に第1エラー判定手段または第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合には、該特定期間が経過し、さらに特定待機期間が経過した後に共通の出力手段を用いてエラー情報を出力し、連続検出エラー情報出力手段は、エラー情報出力手段が共通の出力手段を用いてエラー情報を出力している出力期間内に連続検出エラー判定手段によって連続検出エラーが発生したと判定された場合には、該出力期間が経過し、さらに特定待機期間が経過した後に共通の出力手段を用いて連続検出エラー情報を出力する(例えば、CPU56によって入賞口スイッチ判定処理において始動口スイッチ判定処理のステップS2502～S2506に相当する処理が実行される部分：図20(A)参照)ように構成されていてもよい。

そのような構成によれば、連続検出エラー情報出力手段が連続検出エラー情報を出力している特定期間内に第1エラー判定手段または第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合、またはエラー情報出力手段がエラー情報を出力している出力期間内に連続検出エラー判定手段によって連続検出エラーが発生したと判定された場合であっても、共通の出力手段を用いてエラー情報または連続検出エラー情報を出力することができる。